

地域包括支援センターあぐり 介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京福会が開設する地域包括支援センターあぐり（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、事業対象者及び要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「予防支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	地域包括支援センターあぐり
所在地	栃木県那須塩原市鍋掛 1416-3

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

① 保健師 1名以上

② 社会福祉士 1名以上

- ③ 主任介護支援専門員 1名以上
担当職員は予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

(予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 介護予防支援の提供方法は、介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）、に従って実施する。
- 3 介護予防ケアマネジメントは、那須塩原市が定める介護予防ケアマネジメントマニュアルに従って実施する。
- 4 利用者の相談を受ける場所は原則としてセンター内又は自宅とする。
- 5 サービス担当者会議について
 - (1) 開催場所は自宅やセンター内、サービス事業所等で、個人情報の漏洩の心配のない場所を必要に応じて選定する。
 - (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- 6 担当職員による居宅訪問頻度等
 - (1) 提供開始月
 - (2) 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
 - (3) サービスの評価期間が終了する月
 - (4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果記録
少なくとも1ヶ月に1回
- 7 センターは予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。その場合は、適切かつ効率的に予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 8 センターより提供される便宜のうち、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
- 9 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は那須塩原市豊浦地区および厚崎地区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する予防支援の提供により事故が発生した場合

には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持等)

第9条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に定める。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターは、サービス提供中に担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年12回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は那須塩原市、社会福祉法人京福会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 この規程の改廃は理事会において定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。